

2022 年度

保育所 自己評価結果

アートチャイルドケア琴似

評価基準a:十分できている b:おおむねできている c:やや不十分 d:改善を要する /:非該当

保育目標		睡眠と生活リズムを整える事を目指して保育を展開していきます 一人一人の個性と成長に応じたい保育を展開していきます 子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます	
		評価基準	評価
人権の尊重	1	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している	b
	2	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	b
	3	個人情報、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものであることを理解している	a
説明責任	4	理念や基本方針が利用者等に周知されている	b
	5	利用者が意見を述べやすい体制が確保されている	b
情報保護	6	利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している	a
	7	守秘義務の意義や目的を全職員に周知している	a
苦情解決	8	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、迅速に対応している	b
	9	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能している	b
保育内容（養護と教育）	10	養護は保育士などが行う援助や係わりであり、教育は子どもの活動がより豊かに展開されるための発達援助であることを理解し、実践している	b
	11	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者との連携・情報共有が行われている	b
	12	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	b
	13	室内外問わず、子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	b
	14	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	b
	15	身近な自然や社会と係わるような機会を多く取り入れている	b
	16	さまざまな表現あそびが自由に体験できるよう、年齢に合わせた環境作りをしている	b
	17	遊びや生活を通して、子どもの社会性が育つよう配慮している	b
	18	外遊びや散歩など、戸外で遊ぶ機会を多く取り入れている（週に4回以上）	b
	19	保育は、環境（人的・物的・社会的・空間的）を通して行われることを職員が理解している	b
	20	生活の場と遊びの場が区分でき、生活に見通しが持てる空間となっている	b
虐待の予防	21	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届くようになっている	a
	22	虐待を受けていると疑われる子どもが見つかった場合には、所定の用紙に記録を残し、しかるべき対応をしている	a
	23	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について児童相談所等の関係機関に照合、通告を行う体制が整っている	a
	24	施設内で、職員による虐待または、虐待と疑われる行為をすることはない	a
	25	感情を刺激されて思わず不適切な対応等をとる職員がいる場合は、声をかけあったり、その場から一時離れてもらうなど、園内で見逃さずに対応している	b
特別な支援を要する場合	26	特別な支援を要する子どもについて、職員間で定期的に話し合う機会を設けている	b
	27	必要に応じて、研修を行い、医療機関や専門機関と連携をとっている	b
	28	保護者と必要に応じて情報の共有を行い、サポートをしている	b
	29	環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している	b

保護者への支援	30	ひとり一人の保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談等を行い相談を受けるとともに、必要に応じて専門の関係機関の相談窓口等を紹介している	a
	31	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	a
	32	子どもの発達や育児等について、懇談会等の話し合いの場に加えて、保護者同士の子育ての経験を共有できる場を設けている	b
健康支援	33	子どもの日々の健康状態を関係職員に周知しており、一人一人に応じた適切な対応がされている	b
	34	子どもの健康に関する保健計画を作成し、職員間で共有するとともに、子どもの健康の保持・増進に努めている	b
	35	内科健診、歯科検診、身体測定等を定期的に行い、配慮が必要な結果であれば、医師の指示に従っている	a
	36	年齢に応じて、健康・安全な生活に必要な習慣や態度を育成している	b
	37	配慮を要する子どもの食事について、専門医による食事の内容に関する指示のもとで除去食を提供している	a
衛生環境管理	38	子どもが安全で保健的に過ごせる環境を作っている(清掃等)	a
	39	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している(温度・湿度・換気・音・遮光など)	b
	40	子どもが自分から思わず係わりたくなるような魅力ある環境構成をしている(発達・興味など)	b
全体的な計画・指導計画・記録	41	全体的な計画は、発達過程の共通理解のもと、全職員が参画し、作成されている	b
	40	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき指導計画を見直している	b
	41	長時間にわたる保育の環境整備がされ、保育の内容や方法に配慮が見られる	b
	42	保育の計画は、0歳から就学前までの一貫したものとなっている	b
	42	保育計画は保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	b
	43	保育日誌や指導計画を通して、計画・実践・評価・改善のサイクルを利用した自己評価を行うとともに、職員相互の話し合いを通じて明確になった課題を改善している	b
	43	進級児の申し送りは、個人記録等を活用し丁寧に行い、子どもたちの発達や遊びの連続性及び関連性を円滑にサポートしている	b
安全対策・事故防止	44	保育設備、遊具、環境において安全が保たれている	b
	44	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者に通知、拡大の防止に取り組んでいる	a
	45	事故防止等のチェックリスト(安全チェックリスト等)やヒヤリハットを活用し、危険箇所はすぐに改善または職員間での共有を行い、事故防止に向けて具体的な取り組みを行っている	a
	46	事故の再発防止に関しては、職員間で検証と振り返りを行い、同じ事故を起こさないように努めている	a
	45	調理場、水回り等の衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	a
	46	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制づくりができています	a
	47	アレルギーの発症について、配慮が必要な園児がわかり、対応方法が全職員に周知されている	a
	47	不審者などの侵入時に対応できる体制を職員間で共有している	b
	46	全職員に対してSIDSに関する知識が周知され、予防のための取組が行われている	a
研修計画	47	研修に対する基本姿勢が示され、個々の職員に対する研修計画を立てている	a
	48	研修を受けた内容や結果を職員全体に周知し、保育業務に反映している	b
	49	職員の研修に関する評価を行い次の研修計画に反映している	b

職員の資質向上	50	各職員に期待される役割、目標、人材育成の方法が明確化され、計画的に行われている	b
	51	職員連携が確立されており、経験者が指導するOJTの仕組みができています	b
	52	非常勤職員に関しても資質向上に向け、研修の機会を設けている	b
	53	職員が不正・不適切な行為を行わないよう守るべき法、規範、倫理が明文化され、職員に周知されている	b
	53	職員が自らの役割と課題を認識し、やりがいや満足感を持てるように人材育成を行っている	b
地域との連携・子育て支援	65	小学校との間で、小学生と園児が交流する機会を設けており、定期的に情報交換するなどの連携体制がある	b
	66	保育所の資源（施設開放、相談援助、交流の場、情報提供）を開放している	b
	67	職員が子育て支援の重要性を認識し、保護者が安心して気持ちよく利用できるように共通認識している	b
	68	実習生等の受け入れマニュアルがあり、保育所の基本姿勢や方針を職員に周知している	b
	69	地域の人材、設備、機能等を活用し、積極的に地域との関係作りをしている	c
	70	関係機関、地域の団体などの情報を職員が共有し、必要に応じた仲介をしている	b
食育	71	職員が食育の基本を理解し、食育の計画を策定している	a
	72	食育を通して子どもたちが食事を楽しむことができる工夫をしている	b
	73	子どもの食生活を充実させるために、家庭へも食育の取組や食事の重要性を説明している	b
	74	文化、習慣の違いなど、個別に配慮した食事を提供している	a
施設長の責務	78	保育所の役割や社会的責任を適切に果たし、保育所組織の専門性の向上に努めている	b
	79	保育士等・保育所の自己評価等の結果を踏まえ、職員と協力して改善に努めている	b
	80	保育所の専門性を高め、活性化を図るため、自己研鑽に対する援助や助言をしている	b
	81	遵守すべき法令などを正しく理解するための取組を行っている	b

年度末の評価・反省

- ①コロナ禍での運営は続いたが、中盤からは自治体からの対応に関する指示も変化があり、都度タイムリーに保護者へも説明し理解頂きながら保育や行事、クラス懇談等職員間で最善の方法を模索しながら工夫して進めることが出来た。
- ②限られた環境の中でも保育理念を意識し園児一人一人の個性や成長・発達に合わせた環境づくりを行うべく、会議や研修を行い園全体での連携を目指したが、職員間の知識・経験の差を埋めるまでには至らなかった。但し各々の立場から意見を述べ合い、具体的な保育の実践について話し合う素地は築けて来ている。
- ③援助や配慮の必要な園児やご家庭への関りについては、園長や担当者が主となり外部専門機関と定期的に会議や打ち合わせを行うことで連携し園内周知を行ってきたが、短時間勤務の職員にまでは難しかった。
- ④コロナ禍で中断していた小学校との連携・訪問は、やり取りを重ねて再開することが出来た。
- ⑤後半の虐待に関する報道については速やかに園内研修に取り入れ当事者意識をもって意識・参加出来た。

次年度へ向けた保育所としての課題

- ①コロナに関する社会情勢も緩和、方向に向かっている為、要望の多い保護者参加の行事についても再考していき、引き続き丁寧で適正な説明を通して、共に子どもの育ちを考える雰囲気づくりに努めていきたい。
- ②保育実践についての前向きな意見交換の場を継続して設け、職員が主体的に園としての連携を考えることが課題。
- ③今年度同様外部専門機関と連携しあい、ご家庭との具体的な関りについても話し合う。
- ④保小連携の意味を再確認し、次年度以降も継続して行えるよう、早い時期から連絡を取り合う。
- ⑤子どもの人権についての意識をより高めることが課題。個々人で学ぶだけでなく園内会議や研修にも取り入れていく。